

## 富士山世界文化遺産学術委員会設置要綱

### (設置)

第1条 世界遺産一覧表に記載された富士山（以下「資産」という。）及びその周辺環境の保存管理と整備活用を推進するため、学識経験者による富士山世界文化遺産学術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 委員会は、富士山世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）に対し、学術的な見地から資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する助言、報告を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、学識経験のある者のうちから、協議会の会長が委嘱する委員をもって構成する。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は協議会の事務局において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年 1月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年 8月 5日から施行する。

## 富士山世界文化遺産学術委員会委員

平成28年4月1日  
(委員50音順、敬称略)

	氏名	現職等	分野
1	トヤマ アツコ 遠山 敦子	元文部科学大臣	文化行政
2	タカシナ シュウジ 高階 秀爾	大原美術館長	美術史
3	アヤマキ シンオ 荒牧 重雄	東京大学名誉教授	火山学
4	イバ ハコ 稲葉 信子	筑波大学大学院教授	世界遺産 建築学
5	オカダ ヤスヨシ 岡田 保良	国士舘大学イラク古代文化研究所教授	世界遺産 建築史
6	カウ ミネオ 加藤 峰夫	横浜国立大学大学院教授	公園利用
7	キタムラ シンイチ 北村 眞一	山梨大学地域未来創造センター長	景観工学
8	キヨクモ シンゲン 清雲 俊元	山梨郷土研究会理事長	中世・近世史・ 宗教史
9	シノ ヒサオ 鹿野 久男	元環境庁長官官房審議官	自然公園
10	タナカ ヨコ 田中 優子	法政大学総長	江戸文学・民俗
11	タバタ サダシ 田畑 貞寿	千葉大学名誉教授 (財)日本自然保護協会顧問	景観・世界遺産
12	ニシムラ ユキオ 西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授	世界遺産 都市景観計画
13	ハタケヤマ タクミチ 畠山 武道	北海道大学名誉教授	行政法
14	フジイ トシツグ 藤井 敏嗣	山梨県富士山科学研究所所長	環境・防災
15	ヤスダ ヨシノリ 安田 喜憲	静岡県補佐官(学際担当)	環境考古学
16	ヨシダ マサト 吉田 正人	筑波大学大学院教授	環境政策 世界遺産